

大阪府ボランティア・市民活動センター利用案内

大阪府社会福祉協議会が運営する、大阪府ボランティア・市民活動センター(以下「センター」という)では、府民のボランティア活動や福祉活動を支援するための相談援助、資料図書の自由閲覧やグループ会議、学習会など場所(ルーム)の提供を行っています。

ご利用の際、以下の点についてご留意下さい。

1 ボランティア相談について

誰もが自由に当センター職員にご相談いただけます。ボランティア活動や福祉活動等について情報の提供をします。

2 ビデオ、DVD、の貸し出しについて

ビデオ、DVD は希望者に貸し出しています。別紙により貸し出しの申し込みと、当センターの承認が必要となります。

ただし、先約がある場合やその他の事情により貸し出しをお断りする場合がありますのでご了承下さい。

3 資料図書の閲覧について

センター備え付けの書棚にある図書、資料は自由に閲覧することができます。

4 ボランティア登録について

- (1)登録申し込みは来所を原則とします。
- (2)登録は、グループ単位を原則とします。
- (3)登録は別紙様式により、代表者氏名・役員名簿・会則(規約)・連絡先住所・電話・FAX・活動内容のわかる資料と、年度登録料5,000円を添えて申し込んで下さい。
- (4)登録グループ等は、会議室(ボランティアルーム・ミーティングルーム)を無料で利用できません。

5 会議室の利用について

- (1)登録料を納入したグループ等には、無料でボランティアグループ等の会合や会議、学習会のための会議室を提供します(定員:ボランティアルーム40人、ミーティングルーム6人)。
- (2)利用申し込みは使用日の3ヶ月前からを原則とします。
 - ①申し込みは先着順とします。
 - ②申し込みは所定の用紙で行ってください。事務局で使用状況を確認後、使用可否のご連絡を担当者に申し上げます。
 - ③利用申し込み後、利用日時等に変更、取り消しがあった場合は、必ず事前に連絡してください。
- (3)次の場合はセンターの利用をお断りします。
 - ①登録及び利用申し込みが行われていないとき。
 - ②ボランティア活動や福祉活動に関連しない利用を目的とする場合。
 - ③営利を目的とし、会費、入場料をとる集会等の場合。
 - ④申し込み後のキャンセルが著しく多く、他の利用団体に対して多大な迷惑を及ぼした場合。
 - ⑤その他、センターの目的外に使用する場合。

6 会議室等の利用の中止について

次の場合は、利用の中止を求めることがあります。

- (1) 物品、場所を利用目的以外に利用、またはそのおそれがあるとき。
- (2) 物品、場所に損害を与え、またそのおそれがあるとき。
- (3) 物品の貸し出し期限をすぎても返却しないとき。
- (4) 貸し出し物品、場所を他の団体に転貸するなど、そのおそれのあるとき。
- (5) 物品、場所の利用により、センターの機能を停滞させ、またはそのおそれのあるとき。

7 利用時間帯及び閉館時間について

センターの利用は、原則として月曜日・水曜日・金曜日は午前9時から午後5時まで、火曜日・木曜日は午前9時から午後9時までとします。

センターの閉館日は日曜日、祝日、土曜日、年末年始とします。

8 電話及びコピー機、印刷機の使用について

- (1) 電話は、センター建物の外にある公衆電話をご利用下さい。
- (2) センターのコピー機、印刷機をご利用の場合は、下記の料金をお支払い下さい。
(コピー機…1枚につき10円 印刷機…印刷代1枚3円・紙代1枚1円)

9 その他

(1) 利用上の注意

- ① センター内では、飲酒は禁止します。
- ② センター備品、資料等は大切に扱って下さい。
- ③ 利用終了後は、持ち込み物品の撤去、設備等を原状に回復して下さい。

(2) 損害賠償

故意または過失によって、利用設備、貸し出し物品、資料等を壊すなど、紛失したときは、現品、または金銭をもって弁償していただきます。

(3) センター事業の優先

会場の利用に関し、次の場合においては、センター事業を優先します。物品、場所の利用に関し次の場合においては、センター事業を優先します。

- ① 運営委員会等、各種会議の開催
- ② 研究会、研修会その他センター主催行事の開催
- ③ その他